

## 株式会社商工組合中央金庫が実施する 株式会社マルハナに対する ポジティブ・インパクト・ファイナンスに係る 第三者意見

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社商工組合中央金庫が実施する株式会社マルハナに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト・ファイナンス原則への適合性に対する第三者意見書を提出しました。

本件は、環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性も併せて確認しています。

\* 詳細な意見書の内容は次ページ以降をご参照ください。

## 第三者意見書

2025年1月31日  
株式会社 日本格付研究所

評価対象：

株式会社マルハナに対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社商工組合中央金庫

評価者：株式会社商工中金経済研究所

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

## I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社商工組合中央金庫（「商工中金」）が株式会社マルハナ（「マルハナ」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、株式会社商工中金経済研究所（「商工中金経済研究所」）による分析・評価を参照し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した PIF 原則に適合していること、および、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、SDGs の目標達成に向けた企業活動を、金融機関が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

PIF 原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。商工中金は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、商工中金経済研究所と共同でこれらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、商工中金及び商工中金経済研究所にそれを提示している。なお、商工中金は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、中小企業基本法の定義する中小企業等(会社法の定義する大会社以外の企業)としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえで PIF 原則との適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、PIF 原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな成果が期待できる事業



主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では 52.9%にとどまることからわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。<sup>1</sup>
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

## II. PIF 原則への適合に係る意見

---

### PIF 原則 1

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

---

商工中金及び商工中金経済研究所は、本ファイナンスを通じ、マルハナの持ちうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピックおよび SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、マルハナがポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

---

### PIF 原則 2

PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

---

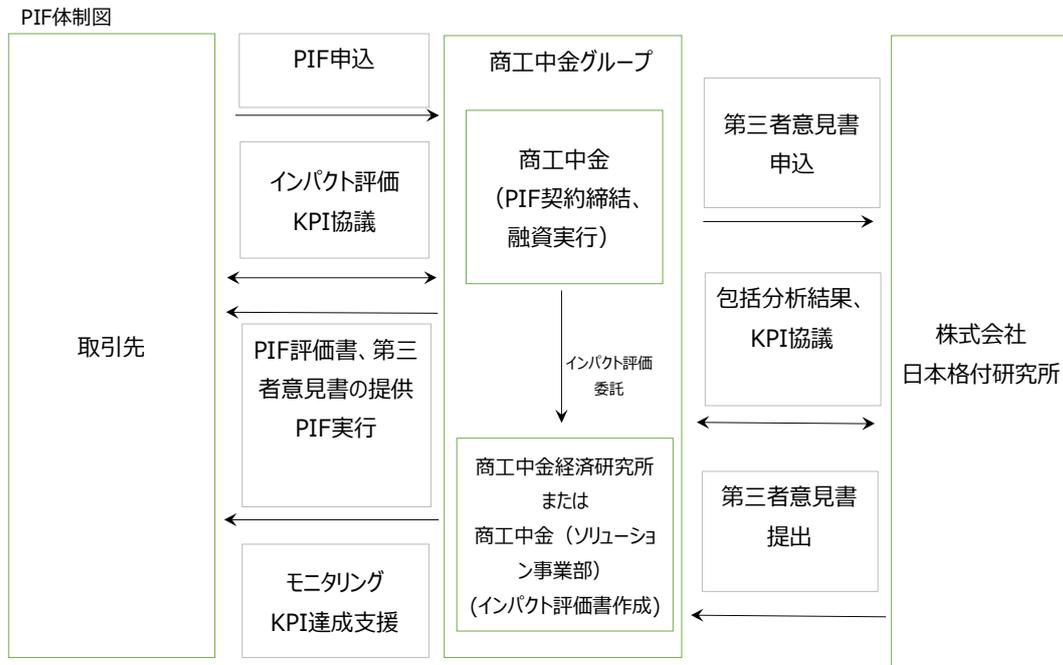
JCR は、商工中金が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

---

<sup>1</sup> 経済センサス活動調査（2016年）。中小企業の定義は、中小企業基本法上の定義。業種によって異なり、製造業は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業は資本金 5 千万円以下または従業員 100 人以下などだ。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。



(1) 商工中金は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。



(出所：商工中金提供資料)

(2) 実施プロセスについて、商工中金では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、商工中金からの委託を受けて、商工中金経済研究所が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

### PIF 原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポート

PIF 原則 3 で求められる情報は、全て商工中金経済研究所が作成した評価書を通して商工中金及び一般に開示される予定であることを確認した。



---

### PIF 原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

---

本ファイナンスでは、商工中金経済研究所が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

### III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参照しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方に整合的であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人であるマルハナから貸付人である商工中金及び評価者である商工中金経済研究所に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

---

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

---

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。



#### IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト・ファイナンス原則に適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

梶原 敦子

梶原 敦子

担当主任アナリスト

川越 広志

川越 広志

担当アナリスト

梶原 康佑

梶原 康佑



### 本第三者意見に関する重要な説明

#### 1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融(PIF)原則への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、PIF によるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。本事業により調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

#### 2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブ・インパクト金融原則

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンスタスクフォース  
「インパクトファイナンスの基本的考え方」

#### 3. 信用格付業にかかるとの関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

#### 4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

#### 5. JCR の第三者性

本 PIF の事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

#### ■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

#### ■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブのポジティブ・インパクト金融原則への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

#### ■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ認定検証機関)

#### ■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル

## ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年1月31日

株式会社商工中金経済研究所

---

商工中金経済研究所は株式会社商工組合中央金庫(以下、商工中金)が株式会社マルハナ(以下、マルハナ)に対してポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施するに当たって、マルハナの活動が、自然環境・社会・社会経済に及ぼすインパクト(ポジティブな影響及びネガティブな影響)を分析・評価しました。

分析・評価に当たっては、株式会社日本格付研究所の協力を得て、国連環境計画金融イニシアティブ(UNEP FI)が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項(4)に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に則った上で、中堅・中小企業<sup>※</sup>に対するファイナンスに適用しています。

<sup>※</sup>中小企業基本法の定義する中小企業等（会社法の定義する大会社以外の企業）

## 目次

1. 評価対象のファイナンスの概要
2. 企業概要・事業活動
  - 2.1 基本情報
  - 2.2 業界動向
  - 2.3 社訓、基本理念、環境経営方針
  - 2.4 事業活動
3. 包括的インパクト分析
4. 本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性
5. サステナビリティ管理体制
6. モニタリング
7. 総合評価

## 1. 評価対象のファイナンスの概要

企業名	株式会社マルハナ
借入金額	100,000,000 円
資金使途	運転資金
借入期間	期間 1 年(コミットメントライン 更新オプション 4 回)
モニタリング実施時期	毎年 11 月

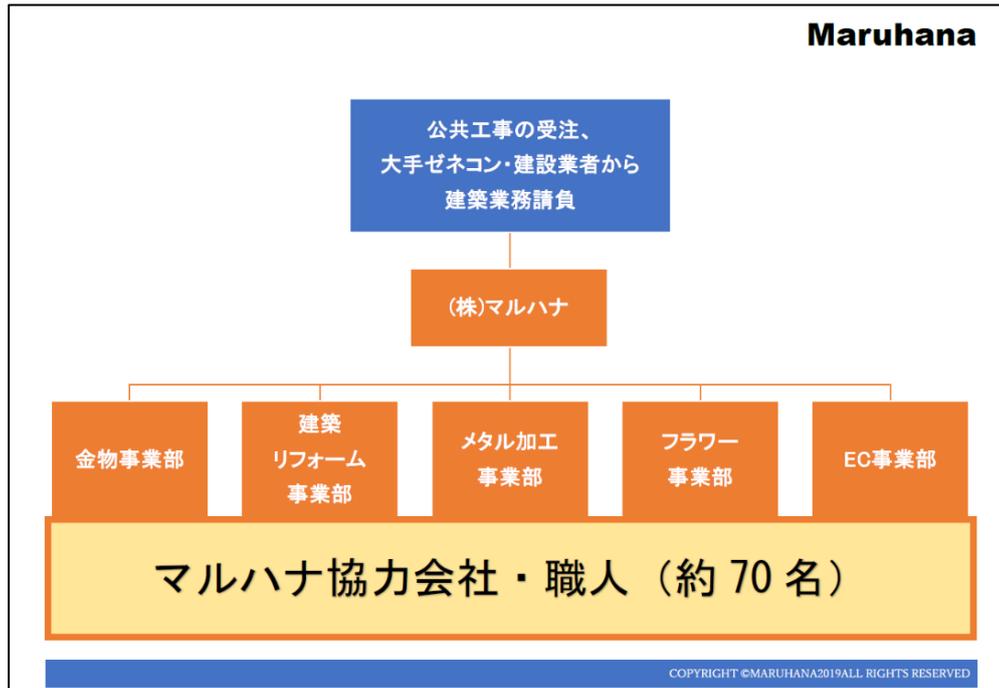
## 2. 企業概要・事業活動

### 2.1 基本情報

本社所在地	静岡県浜松市中央区卸本町 2000 番地の 6
創業・設立	創業 1954 年 6 月 1 日 設立 1959 年 3 月 12 日
資本金	23,400,000 円
従業員数	30 名(2024 年 8 月 31 日時点)
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金物事業部 ～ 建築金物・一般金物卸売業/金属工事・外装工事</li> <li>・建築リフォーム事業部 ～ 建築工事一式</li> <li>・メタル加工事業部 ～ ステンレス・アルミ・スチール溶接・加工</li> <li>・EC 事業部 ～ インターネット販売&lt;一般金物・DIY 商品&gt;</li> <li>・フラワー事業部 ～ 胡蝶蘭/生花花束・アレンジメント</li> </ul>
主要取引先	中村建設株式会社、浜松市役所、株式会社中村組、JR 東海建設株式会社他

【業務内容】

- マルハナは、1954年に花島金物店として創業、1959年に株式会社丸花商店を設立、1970年には現社名に変更と創業以来 70 年を超える企業である。当初の家庭金物・一般金物の販売から始まり、顧客のニーズの変化に伴い、建築・金物販売/建築金物のプロ集団として公共工事等の建築業務請負を行っている事業者である(建設業の許可:静岡県知事許可(般-3)第 5425 号、(特-5)第 5425 号)。



資料 マルハナより提供

- 事業の特徴～創業からの流れもあり、金物工事・金属工事を得意としている。現場における金属加工・取付けにあたっては、ゼネコン・建設会社・工務店等が、商社化してきている現状も有り、金物のプロ集団として永年の経験と知見を有しているマルハナは受注先から頼りにされている存在である。その他、一部であるがインターネットで一般金物・DIY 商品、胡蝶蘭等生花の販売も行っている。

＜施工事例＞



工事取付けの能力	
屋根～板金職	延 30 名
金物取付職	延 15 名
ステン加工職	延 15 名
スチール加工職	延 30 名
外柵関連職	延 10 名
サイディング貼職	延 15 名

資料 マルハナより提供

- マルハナは、健康経営や安全大会の実施、エコアクション 21(\*1)等「健康・安全・環境」に配慮した経営に取り組んでいる。引き続き「健康・安全・環境」を 3 本の柱として、地域社会に貢献しながら持続可能な経営に取り組んでいく方針である。

(\*1)エコアクション 21 とは、広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した事業所のための認証・登録制度のこと。

#### 【事業拠点】

拠点名	住所	備考
本社	静岡県浜松市中央区卸本町 2000 番地の 6	 資料 マルハナパンフレットから引用
事務所・倉庫	同上	 資料 マルハナ HP より引用
社員寮	静岡県浜松市中央区米津町 3000 番地の 23	外国人技能実習生 6 名が居住している。

#### 【沿革】

1954 年 6 月	花島金物店として浜松市天神町 136-5 にて創業
1959 年 3 月	株式会社丸花商店を浜松市向宿 4 にて設立
1970 年 6 月	株式会社マルハナと社名変更、浜松市卸本町 3 の卸商団地にて営業を開始
1991 年 4 月	浜松市南区卸本町 2000 番地の 6 に新社屋が完成
2008 年 6 月	「エコアクション 21」認証(認証・登録番号 0002582)
2016 年 9 月	「ふじのくに健康づくり事業所」(*2)を宣言
2017 年 2 月	「健康経営優良法人」(*3)に認定
2018 年 2 月	「健康づくり活動に関する知事褒章」(*4)を受章

	「平成 29 年度浜松市エコドライブ優良事業所」(* 5)に認定
2018 年 10 月	社員食堂マルハナ食堂がオープン
2019 年 5 月	創業 65 周年記念式典を実施
2020 年 6 月	浜松市 SDGs 推進プラットフォーム(* 6)の会員になる
2020 年 8 月	「浜松市高齢者活躍宣言事業所」に認定(* 7)
2020 年 11 月	「浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」(* 8)に認定
2021 年 3 月	「事業継続力強化計画」認定(* 9)
2021 年 3 月	「健康経営優良法人 2021(ブライツ 500)」に認定
2021 年 8 月	外国人技能実習生の 3 人が、随時 3 級技能検定(検定職種:建築板金)を合格
2022 年 3 月	「浜松市外国人材活躍宣言書」(* 10)に認定 「浜松市企業の CSR 活動表彰」(* 11)入賞
2022 年 7 月	「ふじのくに健康づくり推進ゴールド事業所」認定
2023 年 7 月	小中学生対象職業体験「浜松みらいっこ」実施(* 12)
2023 年 8 月	ISO9001 自己適合宣言実施(* 13)
2024 年 5 月	「優良安全運転管理事業所」として表彰

- ( \* 2 )ふじのくに健康づくり事業所宣言とは、静岡県健康寿命の更なる延伸を目指し、個人の健康づくりや事業所の「健康経営」の取り組みを後押しするため、企業や事業所が、従業員の健康管理や維持・増進のための具体的な取組目標を宣言し、その取組を県が支援する制度のこと。
- ( \* 3 )健康経営優良法人とは、経済産業省が定める健康経営優良法人制度のもとで、地域の健康課題に即した取り組みや日本健康会議が進める健康増進の取り組みで特に優良な健康経営を実践している法人のこと。大規模の企業等を対象とした「大規模法人部門」と、中小規模の企業等を対象とした「中小規模法人部門」の 2 つの部門を設けており、大規模法人部門の中でとくに優れた取り組みを行っている企業 500 社を選出した称号がホワイト 500 であり、中小企業部門ではブライツ 500 になる。
- ( \* 4 )健康づくり活動に関する知事褒章とは、働き盛り世代である従業員やその家族、地域住民等の健康増進、生活習慣病予防等のため、健康づくり活動に積極的に取り組み、今後もその活動が期待できる企業等を表彰する制度のこと。



- ( \* 5 ) 浜松市エコドライブ優良事業所とは、浜松市エコドライブ推進事業において、運輸部門における二酸化炭素排出削減を促進し、地球温暖化対策を推進する目的で、環境に配慮したエコドライブに継続的に取り組む事業所を認定事業所として認定する制度のこと。
- ( \* 6 ) 浜松市 SDGs 推進プラットフォームとは、浜松市における SDGs の達成に向けた、企業・団体・個人による幅広い活動の推進のため、SDGs に関連する活動に取り組んでいる、または関心を持っている会員同士の交流や情報交換を通じて、各々の活動の活性化を目指すプラットフォームのこと。
- ( \* 7 ) 「浜松市高齢者活躍宣言事業所」認定制度とは、浜松市が「70 歳現役都市・浜松」共同宣言を行い、この宣言に基づき、「浜松市高齢者活躍宣言事業所」の認定を始めた制度のこと。70 歳になっても働くことが可能な環境を整備し、高齢者の雇用に積極的に取り組んでいる市内の事業所を対象としている。
- ( \* 8 ) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所とは、浜松市が行う、誰もが働きやすい職場環境づくりや多様で柔軟な働き方を推進し、従業員の仕事と生活の両立を目指している事業所を「ワーク・ライフ・バランス等推進事業所」として認証する制度のこと。ワーク・ライフ・バランス推進の観点から、育児・介護休業法への対応を重要視している。
- ( \* 9 ) 「事業継続力強化計画」の認定とは、中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度のことで、中小企業のための簡易な BCP と位置づけられる。
- ( \* 10 ) 浜松市外国人材活躍宣言書とは、浜松市が行う外国人材の活躍推進に積極的に取り組んでいる事業所を認定する制度のこと。
- ( \* 11 ) 防潮堤の植樹・育樹活動や遠州灘海岸の清掃活動で浜松市企業の CSR 活動表彰を受けた。



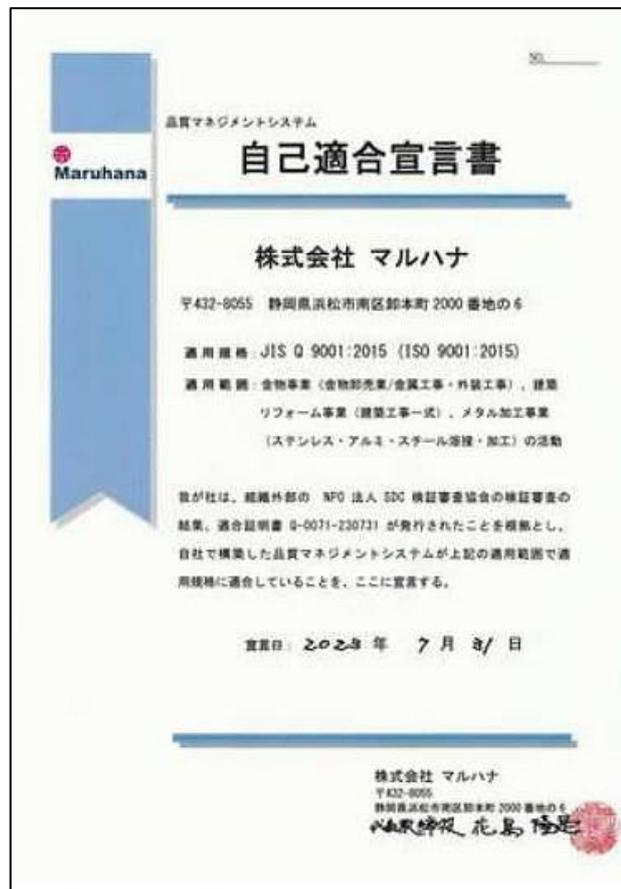
資料 マルハナ HP より引用

- ( \* 12 ) 小中学生対象職業体験「浜松みらいっこ」とは、浜松市が企画する「浜松みらいっこ-地元企業の技術・ノウハウを学ぼう！-」のことで、浜松市で、将来を担う子どもたちに地域の魅力を知ってもらい、視野を広げて職業の選択肢を増やし、将来的な市内就職を促進することを目的に、市内の小中学生が企業の取組む人材育成プログラムや職業等に触れる機会を設けようと企画された。



資料 マルハナより引用

- ( \* 13 ) ISO9001 自己適合宣言とは、組織・企業が自身で ISO9001 規格への適合性を評価し、適切であれば、組織・企業自らの責任において規格への運用およびその適合を宣言すること。マルハナは、NPO 法人 SDC 検証審査協会の検証審査の結果、適合証明書 Q-0071-230731 が発行されたことを根拠とし、自社で構築した品質マネジメントシステムが金物事業、建築リフォーム事業、メタル加工事業で適用規格に適合していることを宣言した。

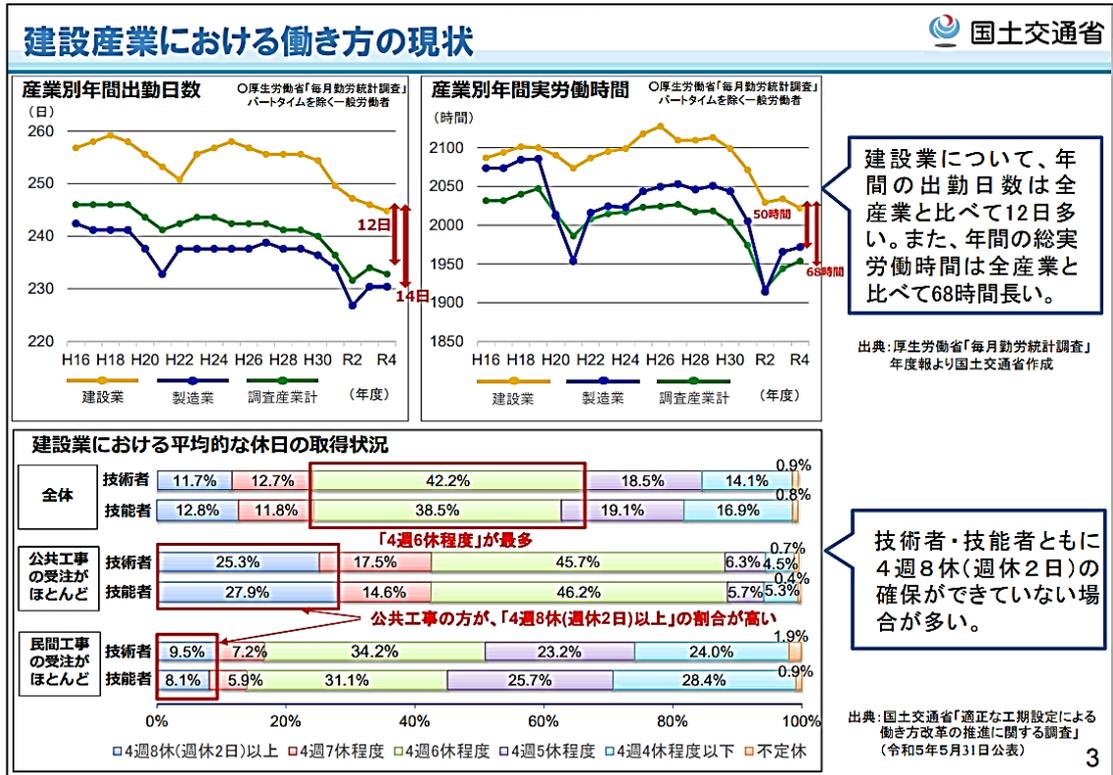


資料 マルハナ HP より引用

## 2.2 業界動向

### ■ 建設業界の 2024 年問題

- 建設業界の 2024 年問題とは主に、建設業が運送業などとともに 5 年間猶予されてきた働き方改革関連法による時間外労働の上限規制の適用が、2024 年 4 月 1 日に期限を迎え、時間外労働上限規制が適用された後、従業員に今までのような長時間労働をさせることができなくなり、業務遂行が困難になる問題を指している。



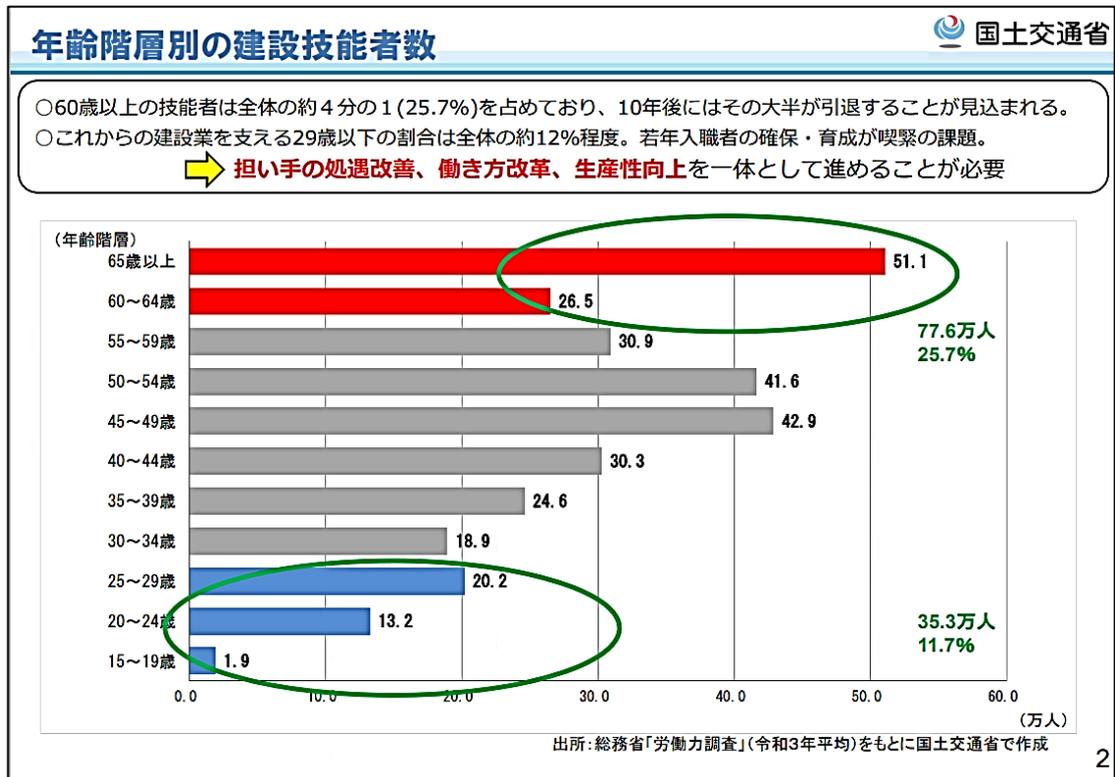
資料 国土交通省「建設業における働き方改革」(令和 5 年度建設業に対する労働時間等説明会資料)より引用

- リスクとして①建設産業の時間外労働上限規制後、人手不足が続く中で、これまで以上に業務負担が増えるリスクが高まり、離職率の上昇に繋がる、人手不足がさらに悪化するリスク②建設産業では後継者不在問題や残業代の増加等による経営が圧迫されるリスク等が挙げられる。
- 対応策としては①職場環境の改善、②労務管理の適正化、③生産性の向上、④IT ツールの活用等が挙げられる。

### ■ 建設業界の 2025 年問題

- 建設業界の 2025 年問題とは主に、2025 年に大量の退職者が出ることで、今以上に人手不足が深刻化していくと予測されている問題である。建設業界では、55 歳以上の就労比率が 36.5%と全産業の 29.7%、65 歳以上では 15.9%と全産業の 11.0%と比べて高く、高齢化が進んでいる一方で、15 歳以上、30 歳未満の就労比率が 14.1%と全産業の 18.4%と比べて低く、若年層の建設業離れが進んでいる(「労働力調査結果」(総務省統計局)2024 年 8 月分結果より)。

高齢化の進展、若年層の建設業離れは、単なる人手不足だけでなく、建設業における技術の承継に課題が生じる。



資料 国土交通省「建設業における働き方改革」(令和5年度建設業に対する労働時間等説明会資料)より引用

#### ■ マルハナにおける2024年問題、2025年問題への対応

- マルハナでは、従来からワーク・ライフ・バランスの充実を課題として捉えており、建設業界における2024年問題に対して、工事台帳のデジタル化や、労務管理や連絡ツールとして社員全員にスマートフォンを支給する等のITツール活用により①職場環境の改善、②労務管理の適正化、③生産性の向上、④ITソフト活用にいち早く取り組んできた。すでに2023年度の平均月間残業時間は9時間(2022年度8時間)、年間休日数115日(2022年度115日)、有給休暇平均取得率は、2023年度75.7%(2022年度68.1%)とワーク・ライフ・バランスを重視した経営がなされている。また、2025年問題である人手不足・技術の承継については、大学生・高校生のインターシップ・職場体験を通じ、会社に関心を持って貰い採用に繋げる努力による若年層の獲得や外国人労働者の活用による人手不足への対応、社員のスキルアップ・資格取得の支援等により課題に取り組んできている。

## 2.3 社訓、基本理念、環境経営方針

### 【社訓】

『和』～人・物・地域との「和(つながり)」を大切にします。

- 創業者である花島貞二氏の「人とのつながりを大事にしたい」といった思いからの言葉である。

### 社 是

私たちは建設事業を通じ、環境・循環型社会を目指し、地域社会に貢献します。

### 品質方針

1. 私たちはお客様の視点に立ち、安心と安全、信頼の向上に努めます。
2. コストを意識し、満足を得る品質をお客様に提供します。
3. 適用される要求事項を満たし、品質の安定を確保するため、QMSの継続的改善を推進します。

制定日：2023年2月1日

株式会社マルハナ  
代表取締役 花島 隆是

### 【基本理念】

『安全・健康・環境』の3本を柱に～「SDG's」持続可能な社会の実現を目指すため～すべての協力者との発展と健康な生活をめざします。

- 基本理念には、「安全のためには、社員の健康が大事である」、「社員が健康であってこそ、企業の発展に繋がる」、「海岸に近い立地にあり、防潮堤の植樹・育樹活動や遠州灘海岸の清掃活動は地域貢献に繋がる」との現代表取締役である花島隆是氏の想いを込めている。
- なお、基本理念の実現を進めるため2020年には、浜松市SDGs推進プラットフォームの会員となっている。

### 【環境経営方針】

#### 基本理念

株式会社マルハナは、自然を大切にする生活環境づくりを目指し、次世代により良い環境を残すように積極的に環境保全に貢献します。

当社は、事業活動の中で社員一人ひとりが環境保全のスパイラルアップを目指し事業を展開していきます。

- 1) 建設業の環境への影響を配慮し、環境関連法規を遵守し、環境保全に取り組めます。
- 2) 環境に配慮した商品の提案、提供、及び施工を行なうように努めます。
- 3) 事業活動に伴い発生するCO<sub>2</sub>の削減(電力、燃料等の消費削減)に取り組めます。
- 4) 廃棄物排出量の削減、再資源化率の向上に取り組めます。

- 5) 地域の活動への参加、ボランティア活動への参加をします。  
 6) 従業員及び、下請け業者の方にも、環境教育を実施し、環境に配慮した事業活動に取り組むよう努めます。  
 又、この環境経営方針は掲示し全従業員に周知します。

● 環境活動事例

**防潮堤の植樹・育樹、海岸清掃**

2024年5月18日(土)に防潮堤の植樹・育樹と海岸清掃を行いました。マルハナ社員とマルハナ安全協力会の会員約30名で行いました。最高気温27.5度ととても暑く熱中症に注意しながらの活動となりました。



2016年から続けている植樹育樹活動ですが、8年経つと木も大きくなり土の山のような防潮堤も森のように成長してきました。今年も草や木に絡みついているツルなどを除去し、追加で植樹を行いました。

<2016年3月>



<2024年5月>



その後海岸へ下り、ゴミ拾いを行いました。砂の中に埋まってしまっているものや、割れて丸くなっている発泡スチロールの破片などさまざまなゴミが落ちていました。毎年行うことで、少しでも海のゴミが少なくなればよいと思います。

資料 マルハナ HP より引用

## 2.4 事業活動

マルハナは以下のような自然環境・社会・社会経済へのインパクトを生む事業活動を行っている。

### 【自然環境面】

#### ■ 「エコアクション 21」の取り組み

- 浜松市のエコアクション 21 取得支援セミナーを切っ掛けに、2008 年よりエコアクション 21 認証取得に取り組み、「健康・安全・環境」に配慮した経営の一つとして「環境経営方針」を定め、環境・循環型社会を目指している。エコアクション 21 では、1.グリーン購入の促進、2.CO2 排出量の削減、3.購入電力の削減、4.ガソリン使用量の削減、5.軽油使用量の削減、6.都市ガス使用量の削減、7.水使用量の削減、8.廃棄物排出量の削減に取り組んでいる。各項目について、目標設定と活動、及び実績管理を行い、活動結果を環境活動レポートとして取りまとめている。



欄外に「2023 年 8 月期の環境経営目標とその実績」を添付

資料 マルハナ HP より引用

### 【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「気候の安定性」「水域」「大気」「資源強度」「廃棄物」 (エコアクション 21)

#### ■ 「エコドライブ推進事業所の認定等による CO2 排出量、温室効果ガス削減」の取り組み

- 環境に配慮した地球温暖化に大きな影響を与える CO2 排出量を減らす運転であるエコドライブ

推進に取り組んで、2018年に浜松市のエコドライブ優良事業所認定を受けた(浜松市エコドライブ事業所認定制度は、2023年度を持って終了した)。



資料 マルハナ HP より引用

- 静岡県地球温暖化防止条例に基づき、「温室効果ガス排出削減計画書」を作成した。具体的な対策として①定期的な地球温暖化の防止に関する研修・教育として、下請け企業への月1回の早朝安全大会における環境への取り組みや情報等の発表、②社内における営業車両のカーシェアの実施、配送の分担等でのガソリン使用量の削減、③ブラインド、加湿器の利用、換気の実施による空調設備の利用を抑制、④環境にやさしい商品(リサイクル商品・環境循環型商品)の販売を行うことで、温室効果ガス原単位排出削減に取り組んでいる。



環境にやさしい商品例

資料 マルハナより提供

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄(社会経済面)」(下請け企業への環境への取り組みや情報等の発表)、ネガティブ・インパクト「気候の安定性」「大気」(エコドライブ推進事業所の認定等による CO2 排出量、温室効果ガス削減)

■ 「太陽光発電業者への屋根貸による太陽光発電システムの設置」の取り組み

- 2013年に倉庫の屋根を太陽光発電業者に賃貸し、太陽光発電システムを設置した。年間56,000千kWhの発電を行っている。



資料 マルハナ HP より引用

【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「エネルギー(社会面)」「気候の安定性」(太陽光発電業者への屋根貸による太陽光発電システムの設置)

【社会面】

■ 「事業継続力強化計画による BCP 対策」の取り組み

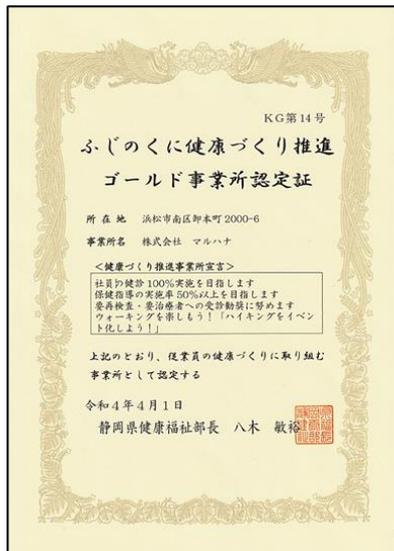
- 中小企業診断士を講師とした社外の勉強会に取締役と社員が参加したことを切っ掛けに、中小企業のための簡易な BCP と位置づけられる「事業継続力強化計画」の策定に取り組んだ。計画の中で、自然災害等が発生した場合における対応手順『1. 人命の安全確保、2. 非常時の緊急時体制の構築、3. 被害状況の把握』や、被害情報の共有、及び事業継続力強化に資する対策及び取り組みとして『A. 自然災害等が発生した場合における人員体制の整備、B. 事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入、C. 事業活動を継続するための資金の調達手段の確保、D. 事業活動を継続するための重要情報の保護』について取り纏めた。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「自然災害」(事業継続力強化計画による BCP 対策)

■ 「社員への健康対策」の取り組み

- 社員の健康対策として、女性を対象とした乳がん検診・子宮がん検診、配偶者の健康診断、インフルエンザ予防接種などを会社で費用を負担して実施している。その他、社員の健康意識の向上を図るため、年1回の健康勉強会・講演会(メンタルヘルス・病気治療と仕事の両立支援・ハイキング・3年おきの AED 講習)・防潮堤ウォーキング等の健康に留意した取り組みを各種実施している。また、健康診断結果が良かった、昨年より良くなった社員を金一封を含め表彰する「健康奨励制度」も設けている。
- 全国健康保険協会静岡県支部の「企業の健康は、従業員の健康から!」のスローガンに共感、

2015 年に対外的に「わが社は禁煙(分煙)に向けた取り組みをします」との健康宣言を発し、喫煙所を設置した分煙活動から、健康経営に取り組んだ。以降、2017 年には、経済産業省から「健康優良法人」認定、2021、2023 年には、健康経営に対し、とくに優れた取り組みを行っている中小企業 500 社である「健康経営優良法人(ブライツ 500)」に認定された。他に、2022 年には、静岡県から、ふじのくに健康づくり宣言事業所として 7 年以上取り組んだ事業所が認定される「ふじのくに健康づくり推進ゴールド事業所」認定を受けた。2024 年は、ふじのくに健康宣言事業所としての活動目標『健康診断結果を活用し「病気の重症化を防ごう」を目標に生活習慣の改善に取り組もう!』を掲げて社員の健康維持・向上に取り組んでいる。



資料 マルハナ HP より引用

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」「社会的保護」(社員への健康対策)

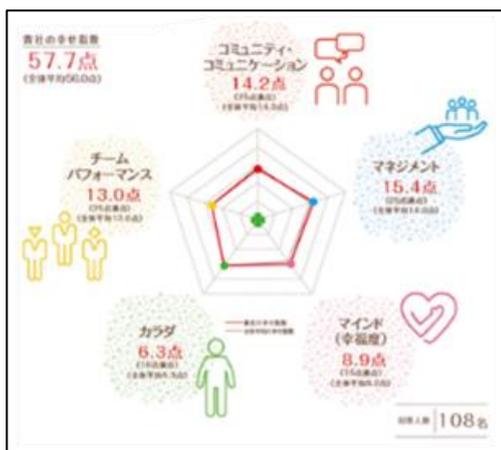
■ 「労災事故発生の抑制」の取り組み

- 毎年 11 月に行われる「マルハナ安全協力会」「安全衛生協力会」といった下請け企業で構成される協力会も参加する総安全大会や、ゼネコンの安全大会での資料を元に、月一回実施する早朝安全大会における協力会も含めて行う労災研修、社内における毎週月曜日朝礼時での労災事故に関する注意喚起で労災事故発生の未然防止に取り組んでいる。これらの取り組みにより、軽微な労働災害も含め、5 年以上に亘り労災事故は発生していない。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(労災事故発生の抑制)

■ 「幸せデザインサーベイの活用等による社員の満足度向上」の取り組み

- 2024 年 8 月に会社の発展と社員の幸福を追求しながら、個人の幸福度と組織のパフォーマンスを両立させる目的で、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ(\*14)」に取り組んだ。
- 今後も定期的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとともに、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。



(\*14)幸せデザインサーベイとは、従業員アンケートの実施により中小企業の幸せを可視化するサービス。組織としての「コミュニティ・コミュニケーション」、「チームパフォーマンス」、「マネジメント」と、個々の従業員の「カラダ」、「マインド(幸福度)」の5つの要素から構成される。総合点を幸せ指数として算定する(100点満点)。

資料 商工中金より提供

- 2018 年にオープンした社員食堂マルハナ食堂では、社員のモチベーションアップ・満足度の向上の一つとして、社員は自己負担なく昼食を食べることができるのに加え、ベジアップメニューやドラマ映画の再現メニュー等を実施している。また、2021 年から 1 年に一度、社員の健康やリフレッシュのため、勤務時間内にウォーキングイベントを開催し、業務上であまり接点のない社員同士のコミュニケーションの機会を提供することで、社員のモチベーションアップ・満足度向上に繋げている。

【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(幸せデザインサーベイの活用等による社員の満足度向上)

■ 「ワーク・ライフ・バランスの推進」の取り組み

- 工事台帳のデジタル化や、労務管理や連絡ツールとして社員全員にスマートフォンを支給する等の IT ツール活用による業務合理化、作業が属人化しないような取り組みにより、平均月間残業時間は、2022 年度 8 時間、2023 年度 9 時間と抑制されている。2018 年に半日有給を取

り入れてから、有給休暇取得が進んでおり、有給休暇平均取得率は2022年度の68.1%から2023年度には75.7%に上昇した。その他、マルハナ独自の休暇制度として「お誕生日休暇」1日を設定している。お誕生日休暇は当日でなくても、その月いつでも1日取得できる。こういった取り組みもあり、2020年11月に浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所に認定された。

**【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「健康および安全性」(ワーク・ライフ・バランスの推進)**

■ 「社員のスキルアップ・免許や資格取得の支援」の取り組み

- 社員のスキルアップ・免許や資格取得への支援として、費用は全額会社負担として各種免許や資格の取得推進に取り組んでいる。

2024年8月31日

<免許>	取得人数(名)	<免許>	取得人数(名)
一級建築士	2	福祉住環境コーディネーター2級	3
二級建築士	1	福祉住環境コーディネーター3級	5
1級建築施工管理技士	2	インテリアコーディネーター	1
1級土木施工管理技士	1	屋外広告物講習	4
随時3級内外装板金技能士	3	産業廃棄物収集運搬講習	1
監理技術者講習	3	建設業簿記2級	
甲種5類消防設備士	1	ISO9001内部監査員	20
静岡県耐震診断補強相談士	1	健康マスターベーシック	1
あと施工アンカー（主任技士）	1	管理栄養士	1
第2種電気工事士	1		

資料 マルハナ提出資料を商工中金経済研究所で加工

**【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「教育」、ネガティブ・インパクト「社会的保護」(社員のスキルアップ・免許や資格取得の支援)**

■ 「多様な人材活用」の取り組み

- ジェンダー平等の取り組みとして、育児・介護休業制度について、男女の対象者に対し個別に休業日数等の事前説明を実施している。2022年度、2023年度とも対象者はいなかった。
- 全社員30名中、女性社員8名が正社員で活躍している。女性社員は各部署で活躍しているが、2024年8月末時点で管理職総数8名に対し、女性管理職はいない。今後、女性管理職候補を、会社負担で外部のリーダー研修等の受講を促すこと等を実施し、2029年までに女性管理職3名を誕生させる。
- 全社員30名中、外国人労働者6名が活躍している。多様な社員が活躍できるように外国人労働者も含め、待遇面では「同一労働同一賃金」の原則に則って基本給を決定している。また、外国人技能実習生を受け入れるにあたり、寮の整備や社内食堂の開設、実習生の社内掲示板での紹介の他、社員が先生となった日本語教室の開催、寮のある町内自治会行事への参加、取得費用の全額会社負担による資格取得支援、社内イベントでの日本文化への接触等、外国人労働者が日本に溶け込みやすい取り組みを実施しており、2022年には、「浜松市外国人材活躍宣言事業所」に認定されている。外国人労働者は、重要な戦力として位置付けており、外国人労働者数をKPIとして設定し、引き続き積極的に外国人労働者の活用に取り組む。
- 2024年8月末時点で、65歳以上のシニア層4名、最高齢75歳が活躍している。2024年

12月に就業規則を変更し、定年を65歳、以降は、年齢制限はなく1年毎の継続雇用とする予定である。65歳以上のシニア層について雇用者数をKPIとして設定し、引き続き、定年後も肩書は変更せず、給与については、年齢による体力の低下に応じ1年毎に1割減程度と緩やかな給与削減とすることで、シニア層の雇用増・活用に取り組んでいく。

**【特定したインパクト】ネガティブ・インパクト「ジェンダー平等」(多様な人材活用～ジェンダー平等)、ポジティブ・インパクト「雇用」、ネガティブ・インパクト「民族・人種平等」(多様な人材活用～外国人労働者)、ポジティブ・インパクト「雇用」、ネガティブ・インパクト「年齢差別」(多様な人材活用～シニア層)**

■ 「インターンシップを通じた地域雇用の創出」の取り組み

- インターンシップ制度を通じて就業体験をして貰い、学生に向けて中小企業の取り組みや存在意義を伝えるとともに、業界の理解深化による求職活動をサポートし、地域に若者が活躍できる環境づくりに取り組んでいる。インターンシップ制度で愛知産業大学や静岡理工科大学等の近隣大学から、2022年7名・2023年4名を受け入れし、2022年は、7名の内2名が入社した。
- また、地元高校生の職場体験先としての参加や、2023年には浜松市が企画する視野を広げて職業の選択肢を増やし、将来的な市内就職を促進することを目的とした「浜松みらいっこ-地元企業の技術・ノウハウを学ぼう！-」に参加し、今後も地元の若者を積極的に採用する方針である。

**【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「雇用」(インターンシップを通じた地域雇用の創出)**

**【社会経済面】**

■ 「地域のインフラ、地域経済への貢献」の取り組み

- 建築・金物販売/建築金物のプロ集団として、浜松市周辺を中心にJR東海の高塚駅修繕工事等のインフラ関連工事における外部内部パネル手摺・屋根内壁パネル部分等の建築業務請負を行っている。協力会社・職人が約70名おり、マルハナの事業展開は、地域のインフラ・地域経済にポジティブに貢献している。

**【特定したインパクト】ポジティブ・インパクト「零細・中小企業の繁栄」「インフラ」(地域のインフラ、地域経済への貢献)**

エコアクション 21 「2023 年 8 月期の環境経営目標とその実績」

5 環境経営目標とその実績

(1) 環境経営目標 ※上段は総量、下段単位量

項目	現場 事務所	単位	2018年実績	2022	2023	2024
環境に配慮した商品の提供			配慮しました。	商品の提供を配慮します。		
グリーン購入			配慮しました。	配慮します。		
CO2 削減 (売上高)	現場 事務所	Kg・CO2 /百万円	135,640.94 116.43	-0.40% 115.96	-0.50% 115.85	-0.60% 115.73
購入電力削減 (売上高)	事務所	kWh /百万円	39,393.00 33.81	-0.40% 33.67	-0.50% 33.64	-0.60% 33.61
ガソリン使用量削減 (14台)	現場 事務所	リットル /車台数	27,357.78 1,954.12	-0.40% 1,946.30	-0.50% 1,944.39	-0.60% 1,942.45
軽油使用量削減 (3台)	現場	リットル /車台数	16,108.24 5,369.41	-0.40% 5,347.93	-0.50% 5,342.67	-0.60% 5,337.35
都市ガス使用量削減 (売上高)	事務所	m <sup>3</sup> /百万円	5.491 4.71	-0.40% 4.69	-0.50% 4.69	-0.60% 4.68
水使用量削減 (26名)	事務所	m <sup>3</sup> /人数	710 27.3	-0.40% 27.19	-0.50% 27.16	-0.60% 27.14
廃棄物排出量削減 (売上高)	現場 事務所	Kg /百万円	73,930.00 63.45	-0.40% 63.20	-0.50% 63.13	-0.60% 63.07

※2018年度を基準年度とします。

(2) 一年間の「環境への負荷の自己チェック」の実績比較 ※上段は総量、下段単位量

項目	現場 事務所	単位	2022年 目標値	2022年 実績	判定
環境に配慮した商品の提供			商品の提供を配慮します。	リサイクル・環境循環型商品 などの販売	-
グリーン購入			購入を配慮します。	グリーン購入の実施の強化	-
二酸化炭素排出量 (売上高)	現場 事務所	Kg・CO2 /百万円	137,076.54 115.97	144,927.93 122.61	△
購入電力 (売上高)	事務所	kWh /百万円	39,809.76 33.68	45,293.60 38.32	×
ガソリン使用量 (18台)	現場 事務所	リットル /車台数	35,033.40 1,946.30	31,289.76 1,738.32	○
軽油使用量 (3台)	現場	リットル /車台数	16,043.79 5,347.93	16,892.15 5,630.72	△
都市ガス使用量 (売上高)	事務所	m <sup>3</sup> /百万円	5,543.58 4.69	5,844.00 4.94	×
水使用量 (31名)	事務所	m <sup>3</sup> /人数	842.89 27.19	621.00 20.03	○
廃棄物排出量 (売上高)	現場 事務所	Kg /百万円	74,702.40 63.20	43,013.89 36.39	○

判定…○目標達成、△未達成だが理由が明確、×是正が必要、※維持向上に努めた

- 社内食堂の設置、温暖化による植物への水やりの増加、そして地中の漏水により4年間水の使用量が増え続けていました。やっと漏水工事が終わり水の使用量が下がりました。
- 社員数も増え、売上げも増え、温暖化の影響もあり電気、ガスの使用量が大幅に増えその結果二酸化炭素排出量も少しですが目標値より増えました。
- 遠い現場が減ったため、ガソリン使用量は仕事量に比べ減りました。
- 社員の努力の結果、廃棄物の排出量は減りました。

\* 二酸化炭素排出量の算出には、2021年の排出係数を用いました。  
(サーラエナジー(株) 0.356kg-CO2/kWh・中部電力ミライズ(株) 0.499kg-CO2/kWh)

資料 マルハナより提供

### 3.包括的インパクト分析

#### UNEP FI のインパクトレーダー及び事業活動などを踏まえて特定したインパクト

社会(個人のニーズ)		
紛争	現代奴隷	児童労働
データプライバシー	自然災害	健康および安全性
水	食料	エネルギー
住居	健康と衛生	教育
移動手段	情報	コネクティビティ
文化と伝統	ファイナンス	雇用
賃金	社会的保護	ジェンダー平等
民族・人種平等	年齢差別	その他の社会的弱者
社会経済(人間の集団的ニーズ)		
法の支配	市民的自由	セクターの多様性
零細・中小企業の繁栄	インフラ	経済収束
自然環境(プラネタリーバウンダリー)		
気候の安定性	水域	大気
土壌	生物種	生息地
資源強度	廃棄物	

(黄：ポジティブ増大 青：ネガティブ緩和 緑：ポジティブ/ネガティブ双方のインパクトを表示)

#### 【UNEP FI のインパクト分析ツールを用いた結果】

国際標準産業分類	その他の専門工事業、建築材料、金物類及び配管・暖房設備機器卸売業
ポジティブ・インパクト	エネルギー、住居、健康と衛生、雇用、賃金、零細・中小企業の繁栄、インフラ
ネガティブ・インパクト	現代奴隷、自然災害、健康および安全性、賃金、社会的保護、民族・人種平等、その他の社会的弱者、気候の安定性、水域、大気、土壌、生物種、生息地、資源強度、廃棄物

#### 【当社の事業活動などを踏まえて特定したインパクト】

##### ■ポジティブ・インパクト

インパクト	取組内容
エネルギー、気候の安定性	➤ 太陽光発電業者への屋根貸による太陽光発電システムの設置

雇用	➤ インターンシップを通じた地域雇用の創出
零細・中小企業の繁栄、インフラ	➤ 地域のインフラ、地域経済への貢献
零細・中小企業の繁栄	➤ 下請け企業への環境への取り組みや情報等の発表

■ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)

インパクト	取組内容
自然災害	➤ 事業継続力強化計画による BCP 対策
健康および安全性、社会的保護	➤ 社員への健康対策
健康および安全性	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 労災事故発生の抑制</li> <li>➤ 幸せデザインサーベイの活用等による社員の満足度向上</li> <li>➤ ワーク・ライフ・バランスの推進</li> </ul>
ジェンダー平等	➤ 多様な人材活用～ジェンダー平等
気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物	➤ エコアクション 21
気候の安定性、大気	➤ エコドライブ推進事業所の認定等による CO2 排出量、温室効果ガス削減

■ポジティブ・インパクトとネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)の両方

インパクト	取組内容
(ポジティブ・インパクト)教育 (ネガティブ・インパクト)社会的保護	➤ 社員のスキルアップ・免許や資格取得の支援
(ポジティブ・インパクト)雇用 (ネガティブ・インパクト)民族・人種平等	➤ 多様な人材活用～外国人労働者
(ポジティブ・インパクト)雇用 (ネガティブ・インパクト)年齢差別	➤ 多様な人材活用～シニア層

■UNEP FI 分析ツールで発出されたものの、インパクト特定しないもの

<ポジティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
住居	➤ 住宅を供給する事業に関連はない。

健康と衛生	➤ 衛生環境をサポートする事業に関連はない。
賃金	➤ 賃金については、2022 年度、2023 年度と大幅な賃金ベースアップは行っていない。

<ネガティブ・インパクト>

インパクト	特定しない理由
現代奴隷	➤ 建設現場で強制労働に関係した事業は行っていない。
賃金	➤ 賃金は業界水準並みであり、インパクトとして特定しない。
その他の社会的弱者	➤ 不法移民労働者を受け入れしておらず、事業との関連は想定されない。
土壌	➤ 土壌に悪影響を与える事業は行っていない。
生物種	➤ 生物多様性/生態系の保全に悪影響を与える事業は行っていない。
生息地	➤ 生物多様性/生態系の保全に悪影響を与える事業は行っていない。

#### 4.本ファイナンスの実行にあたり特定したインパクトと設定した KPI 及び SDGs との関係性

マルハナは商工中金と共同し、本ファイナンスにおける重要な以下の管理指標(以下、KPI という)を設定した。設定した KPI のうち目標年に達したものについては、再度の目標設定等を検討する。

##### 【ポジティブ・インパクト】

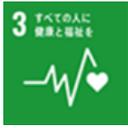
特定したインパクト	雇用		
取組内容(インパクト内容)	・インターンシップを通じた地域雇用の貢献		
KPI	● <b>2028 年度までにインターンシップを累計 30 名受け入れる。</b>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ インターンシップ制度を通じて就業体験をして貰い、学生に向けて中小企業の取り組みや存在意義を伝えるとともに、業界の理解深化による求職活動をサポートし、地域に若者が活躍できる環境づくりに取り組んでいる。インターンシップ制度で愛知産業大学や静岡理工科大学等の近隣大学から、2022 年 7 名・2023 年 4 名を受け入れし、2022 年は、7 名の内 2 名が入社した。</li> <li>➢ また、地元高校生の職場体験先としての参加や、2023 年には浜松市が企画する視野を広げて職業の選択肢を増やし、将来的な市内就職を促進することを目的とした「浜松みらいっこ-地元企業の技術・ノウハウを学ぼう！-」に参加している。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

特定したインパクト	零細・中小企業の繁栄、インフラ		
取組内容(インパクト内容)	・地域のインフラ、地域経済への貢献		
KPI	● <b>インフラ関連工事の売上高割合を 2028 年度には 40%とする。</b>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 建築・金物販売/建築金物のプロ集団として、浜松市周辺を中心に JR 東海の高塚駅修繕工事等のインフラ関連工事における外部内部パネル手摺・屋根内壁パネル部分等の建築業務請負を行っている。協力会社・職人が約 70 名おり、マルハナの事業展開は、地域のインフラ・地域経済にポジティブに貢献している。2023 年度</li> </ul>		

		<p>のインフラ関連工事の売上高割合は 30%である。</p> <p>➤ 2 級建築施工管理技士を増やし、インフラ工事を担当できる能力を持つ社員を増やす取り組みや、金物の販売量・工事実績・浜松市からの受注等公共工事を増やし外部信用力を高め、金物メーカーとの信頼関係を築き上げることによるスピーディーな対応に取り組むことでインフラ関連工事の売上高割合を引き上げていく。</p>	
貢献する SDGs ターゲット	8.3	<p>生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性及びイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。</p>	
	9.1	<p>全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱(レジリエント)なインフラを開発する。</p>	

【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	健康および安全性、社会的保護		
取組内容(インパクト内容)	・社員への健康対策		
KPI	<p>● 2026 年度には、「健康経営優良法人(ブライト 500)」認定を受け、以降継続する。</p>		
KPI 達成に向けた取り組み	<p>➤ 女性に対しては、乳がん検診・子宮頸がん検を全額会社負担で行なったり、配偶者の健康診断も全額会社負担で実施したり、社員のインフルエンザ予防接種を会社負担で実施したりしている。その他に、健康意識の向上を図るため、健康勉強会等を実施している。また、健康診断結果が良かった、昨年より良くなった社員を金一封も含め表彰する「健康奨励制度」も設けている。</p> <p>➤ 2017 年には、経済産業省から「健康優良法人」認定を受け、2021、2023 年には、健康経営に対し、とくに優れた取り組みを行っている中小企業 500 社である「健康経営優良法人(ブライト 500)」にまで認定された。再び、「健康経営優良法人(ブライト 500)」認定に取り組む。</p>		
貢献する SDGs ターゲット	3.4	<p>2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。</p>	

特定したインパクト	健康および安全性	
取組内容(インパクト内容)	・下請け企業や職人への健康対策	
KPI	● 下請け企業や職人に対し、健康経営に関する研修会を 2025 年以降、毎年 2 回定期的に実施する。	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 社内においては、2016 年の分煙活動から、健康経営に取り組んだ。2017 年には、経済産業省から「健康優良法人」認定を受け、2021、2023 年には、健康経営に対し、とくに優れた取り組みを行っている中小企業 500 社である「健康経営優良法人(プライト 500)」に認定された。</li> <li>➢ 毎年 11 月に行われる「マルハナ安全協力会」「安全衛生協力会」といった下請け企業で構成される協力会も参加する総安全大会や、月一回実施する早朝安全大会において、環境への取り組み、労災抑制への取り組みとともに、健康経営に関する取り組みについても定期的 to 実施する。</li> </ul>	
貢献する SDGs ターゲット	3.4	2030 年までに、非感染性疾患による若年死亡率を、予防や治療を通じて 3 分の 1 減少させ、精神保健及び福祉を促進する。
		

特定したインパクト	健康および安全性	
取組内容(インパクト内容)	・幸せデザインサーベイを活用した従業員幸福度の向上	
KPI	融資期間中、毎年幸せデザインサーベイを実施し、前回比スコアを向上させる。	
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2024 年 8 月に、商工中金が提供する「幸せデザインサーベイ」に取り組んだ。</li> <li>➢ 今後も定期的に「幸せデザインサーベイ」を実施し、その結果をもとに、社員のメンタルヘルスの把握、経営への参考資料とするとともに、経営陣と従業員が相互理解や組織目標の共有化を目的として対話をすることで、働きがいのある企業になることを目指す。</li> </ul>	
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
		

	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	---	---

特定したインパクト	ジェンダー平等		
取組内容(インパクト内容)	・多様な人材活用～ジェンダー平等		
KPI	● 2029年までに女性管理職3名を誕生させる。		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全社員30名中、女性社員8名が正社員で活躍している。女性社員は各部署で活躍しているが、2024年8月末時点で管理職総数8名に対し、女性管理職はいない。今後、女性管理職候補を、会社負担で外部のリーダー研修等の受講を促すこと等を実施し、2029年までに女性管理職3名を誕生させる。</li> </ul>		
貢献するSDGsターゲット	5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。	
	10.2	2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	

特定したインパクト	気候の安定性、水域、大気、資源強度、廃棄物		
取組内容(インパクト内容)	・エコアクション21		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 融資期間中、エコアクション21を継続し、2028年度には目標を達成する。</li> <li>● 新たな取り組みとして、紙の使用量を2028年度には、2023年度から10%削減する(2023年度の紙使用量755kg)。</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 2008年よりエコアクション21に取り組み、各項目について、目標設定と活動、及び実績管理を行い、活動結果を環境活動レポートとして取りまとめている。引き続きエコアクション21に取り組み、2028年度には目標を達成する。</li> <li>➢ 工事台帳のデジタル化や、連絡ツールとして社員全員にスマートフォンを支給する等、ITツール活用を実施したが、更なるITツールの活用により会議資料、請求書等で使用していた紙利用の削減に</li> </ul>		

	取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	12.2	2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。	
	12.4	2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。	
	12.5	2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。	
	13.1	全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靭性(レジリエンス)及び適応の能力を強化する。	

【ポジティブ・インパクト】【ネガティブ・インパクト】

特定したインパクト	(ポジティブ) 教育 (ネガティブ) 社会的保護		
取組内容 (インパクト内容)	・社員のスキルアップ・免許や資格取得の支援		
KPI	● 2 級建築士を 2028 年度までにプロパー社員から 1 名、2 級建築施工管理技士をプロパー社員から 1 名取得させる。		
KPI 達成に向けた取り組み	➢ 社員のスキルアップ・免許や資格取得への支援として、費用は全額会社持ちで各種の免許や資格の取得推進に取り組んでいる。 ➢ 1 級建築士 2 名、2 級建築士 1 名、1 級建築施工管理技士 2 名、1 級土木管理技士 1 名が在籍しているが、プロパー社員での資格取得者はいない。今後、持続可能な経営のためには、プロパー社員のスキルアップは必要であることから、資格取得時には資格手当のインセンティブを実施すること等でプロパー社員のやる気を引き出し、プロパー社員からの 2 級建築士、2 級建築施工管理技士の誕生に取り組む。		
貢献する SDGs ターゲット	4.4	2030 年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。	

	8.6	2020 年までに、就労、就学及び職業訓練のいずれも行っていない若者の割合を大幅に減らす。	
特定したインパクト	(ポジティブ)雇用 (ネガティブ)民族・人種平等 年齢差別		
取組内容 (インパクト内容)	・多様な人材活用～外国人労働者、シニア層		
KPI	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 2028 年までに外国人労働者を 10 名とする。</li> <li>● 65 歳以上のシニア層を 2028 年には 8 名とする。</li> </ul>		
KPI 達成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 全社員 30 名中、外国人労働者 6 名が活躍している。外国人労働者も含め、待遇面では「同一労働同一賃金」の原則に則って基本給を決定している。また、外国人技能実習生を受け入れるにあたり、寮の整備や社内食堂の開設、実習生の社内掲示板での紹介の他、社員が先生となった日本語教室の開催、寮のある町内自治会行事への参加、取得費用の全額会社負担による資格取得支援、社内イベントでの日本文化への接触等、日本に溶け込みやすい取り組みを実施しており、2022 年には、「浜松市外国人材活躍宣言事業所」に認定されている。</li> <li>➢ 2024 年 8 月末時点で、65 歳以上のシニア層 4 名、最高齢 75 歳が活躍している。2024 年 12 月に就業規則を変更し、定年を 65 歳、以降は、年齢制限はなく 1 年毎の継続雇用とする予定である。引き続き、定年後も肩書は変更せず、給与については、1 年毎に 1 割減程度と緩やかな給与削減とすることで、シニア層の活用に取り組んでいく。</li> </ul>		
貢献する SDGs ターゲット	8.5	2030 年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。	
	8.8	移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、全ての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。	

	10.2	2030 年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	
--	------	--	---

■ ネガティブ・インパクト(緩和の取り組み)として特定しているものの、KPI を設定しないもの

インパクト	取組内容	設定しない理由
自然災害	事業継続力強化計画による BCP 対策	自然災害等が発生した場合における対応手順や事業継続力強化に資する対策、及び取り組み簡易な BCP と位置づけられる「事業継続力強化計画」を策定しており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない。
健康および安全性	労災事故発生の抑制	毎年 11 月に行われる下請け企業で構成される協力会も参加する総安全大会や、月一回実施する早朝安全大会での労災研修の実施、毎週月曜日朝礼時での労災事故に関する注意喚起の実施により軽微な労働災害も含め、5 年以上に亘り労災事故は発生しておらず、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない。
	ワーク・ライフ・バランスの推進	工事台帳のデジタル化や、IT ツール活用による合理化、作業が属人化しないような取り組みにより、令和 5 年の毎月勤労統計調査による一般労働者の所定外労働時間が月平均 13.8 時間のところ、すでに 2023 年度の平均月間残業時間は 9 時間(2022 年度 8 時間)となっている。また、令和 5 年就労条件総合調査における企業規模 30~99 人の 1 企業平均年間休日総数 109.8 日のところ、115 日(2022 年度 115 日)、有給休暇平均

		<p>取得率 57.1%のところ、2023 年度 75.7%(2022 年度 68.1%)と高水準でワーク・ライフ・バランス推進がなされており、ネガティブが十分に緩和されていることから KPI は設定しない。</p>
<p>気候の安定性、大気</p>	<p>エコドライブ推進事業所の認定等による CO2 排出量、温室効果ガス削減</p>	<p>気候の安定性、大気に関し、KPI として「融資期間中、エコアクション 21 を継続し、2028 年度には目標を達成する」を設定し、ネガティブの緩和を図っていくことから、「エコドライブ推進事業所の認定等による CO2 排出量、温室効果ガス削減」としては KPI を設定しない。</p>

## 5.サステナビリティ管理体制

マルハナでは、本ファイナンスに取り組むにあたり、花島代表取締役を最高責任者として、自社の事業活動とインパクトリーダー、SDGs における貢献などとの関連性について検討を行った。本ファイナンス実行後も、花島代表取締役を最高責任者、総務部を事務局、KPI 毎に選任されたリーダーを中心として、全従業員が一丸となって KPI の達成に向けた活動を推進していく。

(最高責任者)	代表取締役	花島 隆是
(事務局)	総務部	
(KPI 推進リーダー)	設定した KPI ごとにリーダーを選任	

## 6.モニタリング

本ファイナンスに取り組むにあたり設定した KPI の進捗状況は、マルハナと商工中金並びに商工中金経済研究所が年 1 回以上の頻度で話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。モニタリング期間中は、商工中金は KPI の達成のため適宜サポートを行う予定であり、事業環境の変化等により当初設定した KPI が実状にそぐわなくなった場合は、マルハナと協議して再設定を検討する。

## 7.総合評価

本件は UNEP FI の「ポジティブ・インパクト金融原則」に準拠した融資である。マルハナは、上記の結果、本件融資期間を通じてポジティブな成果の発現とネガティブな影響の低減に努めることを確認した。また、商工中金は年に 1 回以上その成果を確認する。

本評価書に関する重要な説明

1. 本評価書は、商工中金経済研究所が商工中金から委託を受けて作成したもので、商工中金経済研究所が商工中金に対して提出するものです。
2. 本評価書の評価は、依頼者である商工中金及び申込者から供与された情報と商工中金経済研究所が独自に収集した情報に基づく、現時点での計画または状況に対する評価で、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、商工中金経済研究所は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
3. 本評価を実施するに当たっては、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合させるとともに、ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させながら実施しています。なお、株式会社日本格付研究所から、本ポジティブ・インパクト・ファイナンスに関する第三者意見書の提供を受けています。

〈本件に関するお問い合わせ先〉

株式会社商工中金経済研究所

主任コンサルタント 加藤 栄嗣

〒105-0012

東京都港区芝大門 2 丁目 12 番 18 号 共生ビル

TEL: 03-3437-0182 FAX: 03-3437-0190